

第一号議案

公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備について

公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第一条 大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十一年大分県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(大分県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止)

2 大分県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第十七号）は、廃止する。

提案理由

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、規定を整備する必要が
あるので提案する。

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第二条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十七 二十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第二条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 教育に関する公益信託事務のうち、許可に関すること。</p> <p>十八 二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条（略）</p>

○ 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（専決）</p> <p>第一条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを教育長に専決させるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九・十 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>九・十 （略）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（専決）</p> <p>第一条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを教育長に専決させるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 教育に関する公益信託事務のうち、許可に關すること。</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>第二条 （略）</p>

公益信託に関する法律の施行に伴う関係規則の整備について

1 対象規則

- (1) 大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和61年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和35年大分県教育委員会規則第5号）
- (3) 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和35年大分県教育委員会規則第6号）
- (4) 大分県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年大分県教育委員会規則第17号）

2 整備理由

令和8年4月1日に、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「法」という。）の規定に基づく新たな公益信託制度が施行されることに伴い、関係する教育委員会規則の規定を整備する必要がある。

3 整備内容

現行では、教育に関連する公益信託の認可・監督権限は、教育委員会が所管している。

新たな公益信託制度では、教育に関連する目的の公益信託も含めて、認可・監督権限が知事に一元化される。

そのため、以下のとおり、規則の廃止及び一部改正を行う。

条項	対象規則	内容
第1条関係 （廃止）	大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	規則の廃止
第2条関係 （一部改正）	大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則	「教育に関する公益信託事務のうち、許可に関すること。」を削る。
第3条関係 （一部改正）	大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則	同上
附則第2項関係 （廃止）	大分県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則	規則の廃止 ※引用している「大分県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（第1条関係）」の廃止に伴うもの

※ ただし、認可・監督の事務手続は、補助執行により、これまでどおり教育委員会の職員が行う。

4 施行期日

令和8年4月1日（法の施行期日）

新しい公益信託制度の概要

- 公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。
- 公益信託制度を公益法人制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで認可・監督を行う仕組みにすることで、民間の公益活動のより身近なツールを目指しています。

